

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

- ◎ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法 (平成十一年法律第六十五号) (第一条関係) 一
- ◎ 独立行政法人大学入試センター法 (平成十一年法律第六十六号) (第二条関係) 四
- ◎ 独立行政法人国立オリピック記念青少年総合センター法 (平成十一年法律第六十七号) (第三条関係) 八
- ◎ 独立行政法人国立女性教育会館法 (平成十一年法律第六十八号) (第四条関係) 十六
- ◎ 独立行政法人国立国語研究所法 (平成十一年法律第七十一号) (第五条関係) 十九
- ◎ 独立行政法人国立科学博物館法 (平成十一年法律第七十二号) (第六条関係) 二二
- ◎ 独立行政法人物質・材料研究機構法 (平成十一年法律第七十三号) (第七条関係) 二六
- ◎ 独立行政法人防災科学技術研究所法 (平成十一年法律第七十四号) (第八条関係) 三〇
- ◎ 独立行政法人放射線医学総合研究所法 (平成十一年法律第七十六号) (第九条関係) 三四
- ◎ 独立行政法人国立美術館法 (平成十一年法律第七十七号) (第十条関係) 三八
- ◎ 独立行政法人国立博物館法 (平成十一年法律第七十八号) (第十一条関係) 四一
- ◎ 独立行政法人文化財研究所法 (平成十一年法律第七十九号) (第十二条関係) 四四
- ◎ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) (附則第十五条関係) 四八
- ◎ 教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭和三十年法律第八十五号) (附則第十六条関係) 五一
- ◎ 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) (附則第十七条関係) 五二
- ◎ 公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第八十九号) (附則第十八条関係) 五五
- ◎ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号) (附則第十九条関係) 五七
- ◎ 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号) (附則第二十条関係) 五八

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立特殊教育総合研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしなくてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立特殊教育総合研究所法第十条第一項」とする。

(新設)

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十二条）</p> <p>第三章 業務等（第十三条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条・第十八条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条―十四条）</p> <p>第四章 雑則（第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(理事長の任命)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 センターの非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学入試センター法第十条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(理事長の任命)

第十条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十一条 (略)

2 センターの非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学入試センター法第十一条第一項」とする。

(新設)

(新設)

（その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十三条 （略）

（関係機関等との連携協力体制の整備）

第十四条 （略）

（積立金の処分）

第十五条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

第四章 雑則

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十二条 （略）

（関係機関等との連携協力体制の整備）

第十三条 （略）

（積立金の処分）

第十四条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十六条 (略)

第五章 罰則

第十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十五条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(主務大臣等)

第十五条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

<p>改正案</p>	<p>独立行政法人国立青少年教育振興機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立青少年教育振興機構とする。</p>
<p>現行</p>	<p>独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条―第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターとする。</p>

(機構の目的)

第三条 独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(削る)

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第五条第二項並びに独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号)附則第十条第一項及び第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府

(センターの目的)

第三条 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター(以下「センター」という。)は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年(第十条第一項において「青少年教育関係者等」という。)に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 センターの資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。この場合において、

は、当該出資した金額の全部又は一部が第十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十二条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 センターは、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。

二 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。

三 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。

四 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。

五 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。

(新設)

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 青少年教育関係者等に対する研修のための施設を設置すること。

二 前号の施設において青少年教育関係者等に対する研修を行うこと。

三 第一号の施設を青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること。

四 青少年教育関係者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。

五 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。

六 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。

七 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動

ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動

ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に規定する施設を一般の利用に供することができる。

（積立金の処分）

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

六 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。

七 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動

ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動

ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

（積立金の処分）

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(基金)

第十三条 機構は、第十一条第一項第七号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）の財源をその運用によつて得るために基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 機構は、基金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条において「基金の運用利益金」という。）を、助成業務の財源に充てること以外の用途に使用してはならない。ただし、第十一条第一項の業務のうち助成業務以外のもの（以下この項において「研修等業務」という。）の遂行上特に必要があるときは、助成業務の遂行に支障のない範

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(基金)

第十二条 センターは、第十条第一項第七号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）の財源をその運用によつて得るために基金を設け、第六条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 センターは、基金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条において「基金の運用利益金」という。）を、助成業務の財源に充てること以外の用途に使用してはならない。ただし、第十条第一項の業務のうち助成業務以外のもの（以下この項において「研修等業務」という。）の遂行上特に必要があるときは、助成業務の遂行に支障のない

圏内で、文部科学大臣の認可を受けて、基金の運用利益金を研修等業務の財源に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、基金の運用利益金のうち未使用の部分の額に相当する金額を、助成業務の財源に充てるために留保されるべき負債として整理するものとする。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

圏内で、文部科学大臣の認可を受けて、基金の運用利益金を研修等業務の財源に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

5 センターは、基金の運用利益金のうち未使用の部分の額に相当する金額を、助成業務の財源に充てるために留保されるべき負債として整理するものとする。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

(新設)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十三条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十三条第三項ただし書の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第十一条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十二条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（会館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>第五章 罰則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>（会館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 会館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p>

第四条 (略)

(資本金)

第五条 (略)

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 会館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 会館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五条 (略)

(資本金)

第六条 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

(新設)

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした
会館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければな
らない場合において、その承認を受けなかったとき。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした
会館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければな
らない場合において、その承認を受けなかったとき。

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第十条第一項」とする。

(新設)

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（科学博物館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。第十二条第三号において同じ。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>（科学博物館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。第十一条第三号において同じ。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 科学博物館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p>

第四条 (略)

(資本金)

第五条 (略)

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 科学博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条
第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及
び独立行政法人国立科学博物館法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 科学博物館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏

第五条 (略)

(資本金)

第六条 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 科学博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条
第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及
び独立行政法人国立科学博物館法第十条第一項」とする。

(新設)

らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員 の地位)

第十一条 科学博物館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした科学博物館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした科学博物館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 雑則（第十七条）</p> <p>第五章 罰則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 役員（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第五条 機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

第十一条 (略)

第十二条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人物質・材料研究機構法第十一条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人物質・材料研究機構法第十条及び第十一条」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員)

第八条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第九条 (略)

(役員任期)

第十条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人物質・材料研究機構法第十二条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人物質・材料研究機構法第十一条及び第十二条」とする。

(新設)

(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 (略)

(積立金の処分)

第十六条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十七条 (略)

第五章 罰則

第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 (略)

(積立金の処分)

第十五条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十六条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした
機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十六条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければなら
ない場合において、その承認を受けなかったとき。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした
機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十五条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければなら
ない場合において、その承認を受けなかったとき。

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 雑則（第十七条）</p> <p>第五章 罰則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 役員（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第五条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

第十一条 (略)

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人防災科学技術研究所法第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人防災科学技術研究所法第十条及び第十一条」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員)

第八条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第九条 (略)

(役員任期)

第十条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人防災科学技術研究所法第十二条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人防災科学技術研究所法第十一条及び第十二条」とする。

(新設)

(役員及び職員の地位)

第十四条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 (略)

(積立金の処分)

第十六条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十七条 (略)

第五章 罰則

第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 (略)

(積立金の処分)

第十五条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十六条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十六条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十五条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>第五章 罰則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十二条）</p> <p>第三章 業務等（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 雑則（第十五条・第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

第十条 (略)

第十一条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人放射線医学総合研究所法第十条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人放射線医学総合研究所法第九条及び第十条」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

第十一条 (略)

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人放射線医学総合研究所法第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人放射線医学総合研究所法第十条及び第十一条」とする。

(新設)

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 (略)

(積立金の処分)

第十五条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十六条 (略)

(他の法令の適用)

第十七条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 (略)

(積立金の処分)

第十四条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十五条 (略)

(他の法令の適用)

第十六条 (略)

第五章 罰則

第十八条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十五条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

- 一 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項に</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 国立美術館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

において「土地等」という。)を出資の目的として、国立美術館に追加して出資することができる。

4| 国立美術館は、前二項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5| 第三項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6| 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

第七条 (理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 国立美術館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立美術館法第九条第一項」とする。

3| 国立美術館は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(新設)

(新設)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

第八条 (理事の職務及び権限等)

第九条 (略)

(役員の任期)

第十条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十一条 (略)

2 国立美術館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立美術館法第十条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立美術館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号

)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 国立博物館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

において「土地等」という。)を出資の目的として、国立博物館に追加して出資することができる。

4| 国立博物館は、前二項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5| 第三項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6| 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

第七条 (理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 国立博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立博物館法第九条第一項」とする。

3| 国立博物館は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(新設)

(新設)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

第八条 (理事の職務及び権限等)

第九条 (略)

(役員の任期)

第十条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十一条 (略)

2 国立博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立博物館法第十条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立博物館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)
)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条・第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 文化財研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>第二章 役員</p>

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 文化財研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人文化財研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 文化財研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 文化財研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 文化財研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人文化財研究所法第十条第一項」とする。

(新設)

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 (略)

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の適用の特例)

第十五条 (略)

第五章 罰則

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした文化財研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の適用の特例)

第十四条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした文化財研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 任免、給与、分限及び懲戒</p> <p> 第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条）</p> <p> 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条）</p> <p> 第三節 教育長及び専門的教育職員（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 服務（第十七条―第二十条）</p> <p>第四章 研修（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第六章 職員団体（第二十九条）</p> <p>第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十五条）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 任免、給与、分限及び懲戒</p> <p> 第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条）</p> <p> 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条）</p> <p> 第三節 教育長及び専門的教育職員（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 服務（第十七条―第二十条）</p> <p>第四章 研修（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第六章 職員団体（第二十九条）</p> <p>第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十六条）</p> <p>（独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用）</p> <p>第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第三条第一項及び第五項、第六条、第二十一条並びに第二十二條の規定（これらの規定のうち、大学の教員に関する部分に限る。）並びに第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三條の規定を準用する。この場合において、第三条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」と</p>

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

2 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し、又は抵触すると認められるに至つた場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。

(恩給法の準用)

第二条 (略)

2 前項の公立の学校の職員とは、次に掲げる者をいう。

一・二 (略)

三 公立の中学校、小学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四・五 (略)

3 (略)

あり、第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一条第一項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員(補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。)については、前項に規定するもののほか、第三十四条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第三十七条 (略)

2 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し、又はてい触すると認められるに至つた場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。

(恩給法の準用)

第三十八条 (略)

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいう。

一・二 (略)

三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四・五 (略)

3 (略)

第三條 (旧恩給法における養護助教諭の取扱)
(略)

第三十九條 (旧恩給法における養護助教諭の取扱)
(略)

◎教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律（昭和三十年法律第八十五号）（附則第十六条関係）

改 正 案	現 行
<p>教育公務員特例法附則第二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律</p> <p>第一条 公立又は官立若しくは国立の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の学校看護婦の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員（国民学校の地方技官及び官立の学校の附属国民学校の支部技官をいう。以下同じ。）、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）附則第二条の規定による恩給法（大正十二年法律第四十八号）の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続き在職を恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（以下「旧恩給法」という。）第二十二條第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。</p> <p>2 (略)</p>	<p>教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律</p> <p>第一条 公立又は官立若しくは国立の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の学校看護婦の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員（国民学校の地方技官及び官立の学校の附属国民学校の支部技官をいう。以下同じ。）、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十八条の規定による恩給法（大正十二年法律第四十八号）の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続き在職を恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（以下「旧恩給法」という。）第二十二條第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）</p> <p>第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法</p>	<p>（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）</p> <p>第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法</p>

人等」と、第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第三（第百二十四条の三関係）

名称	根拠法
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
独立行政法人国立特殊教育総合研究所	独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）

人等」と、第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第三（第百二十四条の三関係）

名称	根拠法
独立行政法人国立青年の家	独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第六十九号）
独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第七十号）
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）

独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）
独立行政法人国立博物館	独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）
独立行政法人文化財研究所	独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第七十九号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公立の大学において外国人を教授等に任用することができることとするにより、大学における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとするにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。</p> <p>(外国人の独立行政法人大学入試センターの職員への任用等)</p> <p>第三条 独立行政法人大学入試センターにおいては、外国人を、大学の教員に相当する職員又は独立行政法人大学入試センターの運営に関する重要事項について独立行政法人大学入試センターの理事長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。</p> <p>2 第二条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する場合において、同条第三項中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあっては、教授会）の議に基づき学長」とあるのは、「独立行政法人大学入試センターの理事長」と読み替えるものとする。</p> <p>(解釈規定)</p> <p>第四条 前条第一項の規定は、独立行政法人大学入試センターにおいて国</p>

家公務員法（昭和二十二年法律第二百十條）第二項第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。

◎一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（附則第十九条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一 (略) イ〜ハ (略) ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人 二・三 (略)</p>
<p>現 行</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一 (略) イ〜ハ (略) ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（独立行政法人大学入試センターを除く） 二・三 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 (略) 一・二 (略)</p> <p>三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評 価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立 行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人大学入試センタ ー（次号及び第六条において「大学共同利用機関法人等」という。） の職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者をいう。</p> <p>四 任期 地方公務員としての教員の任用に際して、又は国立大学法人 （国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下 同じ。）、大学共同利用機関法人等、公立大学法人（地方独立行政法 人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立 大学法人をいう。以下同じ。）若しくは学校法人（私立学校法（昭和 二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下 同じ。）と教員等との労働契約において定められた期間であつて、地 方公務員である教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他 の職（特別職に属する職及び非常勤の職を除く。）に引き続き任用さ れる場合又は同一の国立大学法人、大学共同利用機関法人等、公立大</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一・二 (略)</p> <p>三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評 価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独 立行政法人メディア教育開発センター（次号及び第六条において「大 学共同利用機関法人等」という。）並びに独立行政法人大学入試セン ター（以下「大学入試センター」という。）の職員のうち、専ら研究 又は教育に従事する者をいう。</p> <p>四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員 の任用に際して、又は国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に 規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、大学共同利用機関法人 等、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号 ）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）若 しくは学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三 条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）と教員等との労働契約に おいて定められた期間であつて、<u>国家公務員である教員等にあつては</u> <u>当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職（特別職に属</u> <u>する職及び非常勤の職を除く。）に、地方公務員である教員にあつて</u></p>

学法人若しくは学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

は当該教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職（特別職に属する職及び非常勤の職を除く。）に引き続き任用される場合又は同一の国立大学法人、大学共同利用機関法人等、公立大学法人若しくは学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

（削る）

（大学入試センターの職員への準用）

第七条 第三条及び第四条の規定は、大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「公立大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき」とあるのは「大学入試センターの理事長は」と、同条第二項中「公立の大学は、前項の規定により学長が」とあるのは「大学入試センターの理事長は、前項の規定により」と、第四条第一項中「教育公務員特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

（他の法律の適用除外）

第七条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の規定は、地方公務員である教員には適用しない。

（他の法律の適用除外）

第八条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定は、国家公務員である教員等には適用しない。

2| 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の規定は、地方公務員である教員には適用しない。